

〈書 評〉

エリック・ポズナー著

『グローバル・リーガリズムのもたらす危険』

(シカゴ大学出版、2009年)

竹 内 雅 俊

(高崎経済大学非常勤講師)

Book Review

Posner, Eric, *The Perils of Global Legalism*.

Chicago : Univ. of Chicago Press, 2009.

Takeuchi Masatoshi

目次：

- I 部 グローバル・リーガリズム
- 第1章 国際関係におけるユートピアニズムの衝動
- 第2章 グローバル・リーガリズムの欠陥
- 第3章 グローバル・リーガリズムを擁護する
- 第4章 グローバリゼーション、フラグメンテーション、法
- 第5章 グローバル・リーガリズムと国内法
- II 部 アナーキーにおける裁判
- 第6章 国際裁判
- 第7章 国際法廷のフラグメンテーション
- 第8章 人権と国際刑事法
- 第9章 国内法廷における国際法
- 結 論 アメリカ対ヨーロッパ

I. グローバルな法言説の黄昏？

故トーマス・フランクが国際法学におけるポ

スト存在論期の到来を宣言して以来、他の社会科学との論争の焦点は「国際法は可能か」という問いかけから、(国際法が存在し、ある程度まで効力を有することは前提として)「どのように国際法は国際関係に影響するか」または「国際法・国際レジームをどのように設計・構築するか」へと関心へと移ってきたように見受けられる。こうした1990年代後半以降の進展に著者は、グローバル・リーガリズム (Global Legalism以降、GL) というラベルを与えている。GLとは、著者によれば「国際法の有効性に対する過剰なまでの信頼 (faith)」を指し、(米国) 国内におけるリーガリズム (法律尊重主義) をグローバルなレベルで実現しようとする企図であると言えよう¹。国際法におけるGL言説は、冷戦の終焉およびその後のグローバル化などがもたらした欧米学界の楽観主義の産物であり、国際政治におけるグローバル・ガバナンス論の「政府なき統治 (governance without

1 Posner, Eric, *The Perils of Global Legalism*. Chicago: Chicago Univ. Press, 2009. at xii.

government)」言説とあいまって地球環境問題、疫病、テロなど一国単位では対応しきれない問題への理論的視座として注目されている。著者は、GLを合理選択論および新主権主義²から批判的に論じており、その点では話題となった前作『国際法の限界』³と立場を等しくする。本稿では、内容を概説したのちに、著者の立場をあらためて明確にしたうえで本書を位置づける。

II. 本書の構成

第I部では、学界におけるGL言説をめぐる対話を詳説することを目的としている。第1章では、本書が扱うGL言説の文脈と内容を描写している。各国が個別にではなく、国際社会として取り組むべき諸問題（戦争、環境汚染、漁業資源の乱獲、疫病、テロなど）を、著者は合理選択論の用語でグローバルな集団行動問題（global collective action problems）と呼び、過去のリベラリズム⁴の系統が論じてきた政治統合⁵、経済統合⁶、イデオロギーの統合⁷、ヘゲモニーといったアプローチを批判的に検討する。リベラリズムに連なる知的潮流の上

に著者は、GLを位置づけ、これらのオルタナティブとしての法制度や裁判官への（過剰なまでの）期待を論じる⁸。またリーガリズムを論じる前提について米国国内の法学の伝統に大きく依拠していることは本書の立場を理解する上で重要である。第2章では、GL批判が展開される。一般的に法は、社会契約論に基づく政府への人民の権限委譲が機能し、規範を支える諸制度と相まってはじめて実効性を有するとされる。この国内の文脈に鑑みるならば、国際法の立法、行政、司法的な基盤は、脆弱なのではないか、という古典的な存在論的問いがここで再び掘り返される。ありふれた国際法批判のなかに見え隠れする著者の主張としては次のようなものがある。1. グローバルな集団行動問題を解決する必要性のみから国際法制度を導き出し、こうした問題を解決できるとするのは困難である⁹。2. 法のグローバル化の現れとされる多国間条約の締結は、（合理選択論でいう）組み合わせ問題を解決することには有用であるが、集団行動問題の解決にはあまり寄与しない。第3章では、提示された批判に対するGL側の学術的な反論および著者による再反論が展開される。GL論者は、第2章で展開された批判が

2 Spiro, Peter, "The New Sovereignists: American Exceptionalism and Its False Prophets" *Foreign Affairs*, 79.6(2000): 9-15.1.

3 Goldsmith, Jack and Eric Posner, *The Limits of International Law*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2005. 拙稿「ジャック・ゴールドスミス、エリック・ポズナー著『国際法の限界』オックスフォード大学出版、2005年」『高崎経済大学論集』第49巻第2号、2006年、125頁-130頁参照。

4 本書の中では、リベラリズムではなくユートピア的な衝動（Utopian Impulse）という用語を使っている。

5 世界政府を樹立すべきという主張

6 ノーマン・エンジェル『大いなる幻想』にみられるように、近代的な経済統合によって戦争がもはや国家の国益に沿うものではないとする主張

7 各国が共通の信条、コミットメントおよび制度を確立すべきという主張

8 GL論者の信条をまとめると次のようになる。国際秩序を安定させるために1. まず国際紛争を法および法制度を通じて解決すべきであり、国連が許容しない武力紛争は避けられるべきである。2. 各国は、詳細かつ包括的な多国間条約を数多く締結すべきである。3. 国際裁判所は、様々な紛争に関して幅広く、かつ、強制的な管轄権を有するべきであり、裁判官は国籍国の国益から独立した立場にあるべきである。4. 裁判所以外の国際法制度（行政、立法）も（近い将来に世界政府が樹立されることはないにしても）可能な限り進展がはかられるべきである。5. 国内政治制度は国際法によって制約されるべきである。米国においては、裁判所は（行政府の見解に関わらず）国際慣習法および条約を法源として認めるべきであるとする。6. 国際法の発達は不可避であり、その背後にはいかなる国も抗することのできない歴史の流れがある。Poser. *Ibid.* at 25-6.

9 Posner. *Ibid.* at 34.

国家中心主義に則ったものであり、国家を分解（disaggregate）し、その中身（企業、市民団体、利益集団）をみていったならば、国際法が各国国益から脱却していることがわかるとする。著者は、GL論者が指摘する非国家主体のいかなるものもGLの理論的基盤とならず、国際法の遵守を促す正確な世界観を提供するものではないと主張する。第4章では、グローバル化およびフラグメンテーションにより主権国家の影響力が狭まることから、これらが国際法にとって肯定的に作用するとGL論が評することを批判する。ポズナーによれば、そもそも国際法は「強大な諸国家に基盤を拠っているあり、国家がなければ存在することはできない」。ゆえに、国家の分解は協調を困難にするだろうし、グローバル化に過大な期待をすることは誤りなのである。第5章においては、国内裁判所における国際法の実施が取り上げられる。近年、国際法・外国法が国内裁判所において言及され、判決の根拠として挙げられることがGLによって歓迎されているが、著者は米国保守派の議論を援用し、アカウントビリティを欠く「司法部による外交」の危険性を説く。

第II部では、国内でいう権力分立に関わる三権のうち、国際的な司法に着目する。第6章では、国際裁判所の歴史的発展を描写したのちに、その多様化、手続きの強化などがGL論を正当化してきたことを考察する。とりわけ国際司法裁判所（ICJ）を取り上げるなかで、筆者は訴

訟件数や裁判官の投票行動などのデータを分析し、GLの期待に反し、大国などによって利用されない傾向や国際政治と無縁ではないことを主張する。ICJに代表される「国際裁判の凋落」は、国際社会に司法の機能不全を意味するのか。第7章では、GL側の応答として数の増加とともに多様化する国際裁判所を挙げる¹⁰。GL側は、この現象を国際紛争が法を通じて解決される契機ととらえ、肯定的に評価する¹¹。ポズナーは、EUにおける発展に一定の評価を与えながらも、データを分析する中で、ECJやECHRのように支える政治的・社会制度が整っている場合か、管轄権、履行確保措置などに制限がついていることを機能する条件としている。第8章では、国際刑事法と国際人権保障の発達を振り返り、公式なイデオロギーであるGL論とは異なる解釈として、安全保障の側面から説明することを試みる。第9章では、国際的な要素を持ち、国際法が論じられる国内法廷での訴訟、とりわけ米国外国人不法行為請求権法（Alien Tort Act）を通じた環境関連の訴訟を取り上げている。ここでも著者は、外交問題という事項にアカウントビリティを有しない裁判所が国家政策を形成するという点を問題にあげ、その正当性に疑問を投げかける。

結論においては、国際法学をめぐるアメリカ（政府とリベラル派知識人が多数在籍する国際法学会）とヨーロッパ（政府と学会）の見解の相違について論じている。ポズナーは、欧米は

10 とりあげた司法機関としては、汎米裁判所、WTO-DSB、ECHR、ECJ、ITLOSなど

11 このように国際司法機関の増加が国際紛争解決の増加につながり、結果として国際法の発展に寄与するという学説は、1990年代より見出せる。さしあたっては、Charney, Jonathan, "Is international law threatened by multiple international tribunals?" *Recueil des Cours*, tom 271 (1998): 125-126.; Gerhard, Hafner, Gerald, "Should One Fear the Proliferation of Mechanisms for the Peaceful Settlement of Disputes?", in Lucius Cafisch, *The Peaceful Settlement of Disputes between States: Universal and European Perspectives*, 25-41 (1998). 逆に、このような機関の増加が国際法体系における体系性・整合性を損なう可能性を指摘したICJ裁判官としては小田滋などがある。Oda, Shigeru, *The International Court of Justice from the Bench*, *Recueil des Cours*, tom 244 (1993): 139-155参照。

多くの部分で重なり合うものの、法に対する認識（米国政府は、道具主義的な伝統が強く、欧州および米学会におけるリベラル派は規範として捉える）や民主主義に対する態度（米国は楽観的、欧州はしばしば警戒心をもって接する）など一部重要な違いが存在する。こうした法伝統の相違（厳密には、米国は国内においても政府と学会で分裂しているわけであるが）があるにもかかわらず、両伝統ともに合意できたのが国際裁判の分野であり、GLはその更なる可能性を国内法廷に見出したといえる。しかしながら、これらはあくまで言説レベルの議論であり、実際の状況はこれまで検討してきたとおりである。すなわち、欧州および米国（リベラル派）の法的レトリックにとらわれ続けるならば、我々は国際政治の現実を見失い、説明することが出来なくなると著者は結論付ける。

Ⅲ. 若干の考察

本書の問題意識を理解するためには、「誰に対して書いているのか」という問いかけから始めなければならないと考える。本書の提示する国際法批判は古典的なものが多く、また制度の描写も、統計的データの提示と費用対効果による分析を除いて目新しいものではない。では、なぜ問題作として注目されたのか？この点を考えるためには、本書が書かれた文脈を再度検討しなければならないだろう。

すなわち、評者は、本書が米国流の自由民主主義体制および憲法を前提とした伝統である

リーガリズムを国際レベルへ拡張したモデルとしてのGLを批判している点を理解しなければならないだろう。その意味で、著者も、そして対象である読者も米国の法学伝統を念頭においていることに留意しなければならない。同時に、本書は、まず米国の読者、とりわけアン・マリー・スローター、ハロルド・コーに代表されるリベラル派の国際法学者へと向けられていると考えべきであろう。

リベラル派が解釈する世界観、国際法観にあえてユートピアニズムというラベルを張ったことも、本書が米国国際法学会で影響力を持つ同派に対するものであることを示唆しているのではないだろうか。すなわち、著者の危惧は、かつてE.H.カー『危機の20年』、ハンス・モーゲンソー『国際政治』が理想主義を批判し、ジョージ・ケナン『アメリカ外交の50年』が米国外交の道徳的・法律のアプローチを批判した点と共通しているように考えられる¹²。このような現実主義、合理選択論からの批判という意味では、本書は成功していると考えられる。しかし、本書は「なぜ国際法は機能しないか」という批判はできて、そのオルタナティブは提示しない。単に、GLが機能するために必要となる制度は実現しないであろうと述べるのみである。伝統的な国際法学としては、「米国という文脈＝リーガリズム」という文脈を離れて、提示されたデータを分析し、国際法を検討した場合にどのような結果をもたらすのか。興味がわくところである。

（たけうち まさとし・本学非常勤講師）

12 この点は、序説において筆者も言及している。ボズナーは、カー『危機の20年』やモーゲンソー『国際政治学—力と平和のための闘争』が単純な国際法・国際協力批判の誤読されやすい傾向を指摘し、本来は、国際法規が有効に機能する条件および範囲を模索する企図であったと示唆する。Posner.Ibid.at xv